

ヒューマンJournal

自由同和会中央本部機関紙

URL: <http://www11.plala.or.jp/dowakai>
E-mail: dowakai@khaki.plala.or.jp

第177号

発行所 自由同和会中央本部
〒102 東京都千代田区
-0093 平河町2-3-2
TEL 03-5275-3641
FAX 03-5275-3642

編集発行人 平河 秀樹
発行日 年4回 (6・9・12・3月)
定価 1部500円 (送料別)
年間2,000円 (送料込)

振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店
(普) 0366528

口座名 自由同和会中央本部事務局
平河秀樹

第21回全国大会を開催

次期通常国会で

「人権擁護法案」の成立を期す

中央本部では、第21回の全国大会を5月19日午後2時から、自由民主党本部8F大ホールに、全国から750名を集め開催した。

司会を東京都本部女性部の新井裕美子さんが務め、開会の辞を上田藤兵衛副会長が述べた。

会長あいさつで茗荷完二会長は、「人権擁護法案は、現在は残念ながら自民党の手続きは止まっている



第21回全国大会であいさつする茗荷会長

が、小泉総理も杉浦法務大臣も早期に国会へ提出したいと述べている。この法案は同和問題の完全解決には必要不可欠なものである。党内論議を踏まえた大胆な修正にも厭わずに、あらゆる手段を講じて成立させる」と、力強いあいさつを行った。

来賓あいさつでは、自由民主党を代表して、人権問題等調査会会長の鈴木俊一・衆議院議員、(故人) 人権教育啓発推進センターの宮崎繁樹・顧問、全国同和教育研究協議会の須藤訓行・副委員長、全国隣保館連絡協議会の高野清雄・副会長にあいさつをいただいた。

次に、出席いただいた31名の国会議員から、次期通常国会での人権擁護法案の成立に向けた決意を表明していた。

その後、祝電の一部を披露し、開会行事を終え特別報告に移った。

特別報告は、自民党本部の海野雅裕・政務調査会審議役が、「人権擁護法案」の現況と今後の見通しについて、詳しく説明された。

議事では、議長に阪本孝義総務委員長と川上高幸組織委員長が就き、

今号の内容	
全国大会関係	1 P
来賓祝辞	2 P
来賓出席者	2・3 P
祝電	3 P
平成18年度運動方針	4・5・6 P
大会アピール	7 P
新聞切り抜き	8 P

第1号議案の平成17年度事業報告及び同決算報告については、山口勝広事務局次長が一括提案し、承認された。

第2号議案の平成18年度運動方針案及び同事業計画案並びに同予算案については、平河秀樹事務局長が一括提案し、承認された。

第3号議案の大会アピール案については、荒川恵美子女性部長が朗読提案し、承認された。

以上で大会議事を終え、閉会行事に移り、閉会の辞を上田卓雄副会長が行い、第21回全国大会を終えた。

処分

一、奈良県本部を廃止する。

来賓祝辞(要旨)



自民党・人権問題等調査会会長
鈴木 俊一
衆議院議員

今日の大会は第21回ということでございますが、自由同和会は、結成当初から「人権基本法」の制定というかたちで、わが国に人権が文化として根付き、人権実現社会が構築されることを強く主張されてきたと伺っております。20年以上前に「人権基本法の法律」を求めるといふ運動は、実に画期的なものであったかと思えます。また、そのすぐれた先見性は、人権の世紀と呼ばれる今日、現実の内外の政治状況が証明しているといえるのではないのでしょうか。「人権委員会の設置」は、長年の同和運動、同和対策の取り組みの達成点といえるでしょう。わが国憲法の「基本的人権の尊重」という柱を改めて国家としての目標に掲げ、いよいよ具体的に各般の人権政策を確立するための出発点になるものと考えるべきではないでしょうか。私は、自由同和会の皆様とともにスタート地点に一日も早く到達するため精一杯努力してまいりますことを自由民主党を代表してお約束いたします。



財人権教育啓発推進センター
宮崎 繁樹
顧問

マスコミなどの木を見て森を見ない報道で「人権擁護法案」が廃案になったことは非常に残念。差別防止法といってもよい「人権擁護法案」が一日も早く成立することを願う。



全国同和教育研究協議会
須藤 訓行
副委員長

パソコンを使用した差別情報や差別発言の垂れ流しは大きな影響があり、人権を守る装置が求められる。小・中学校の自由選択性は差別越境を助長することになり危惧をもつ。



全国隣保館連絡協議会
高野 清雄
副会長

隣保館の初期の目的を達成するため、すべての隣保館が地域に根ざした施設として位置づけたための活動を高め、隣保事業のさらなる充実と全隣協活動の強化に努力を重ねる。

来賓出席者

衆議院議員(本人)

- あべ 俊子(岡山3)▽井澤京子(比近畿)▽大前繁雄(兵庫7)▽岡下信子(大阪17)▽奥野信亮(奈良3)▽川条しか(大阪2)▽木原 稔(比九州)▽後藤田正純(徳島3)▽河本三郎(兵庫12)▽佐田玄一郎(群馬1)▽佐藤 鍊(比九州)▽櫻田義孝(千葉8)▽清水鴻一郎(比近畿)▽塩谷 立(静岡8)▽鈴木俊一(岩手2)▽田村憲久(三重4)▽竹本直一(大阪15)▽谷川弥一(長崎3)▽寺田 稔(広島5)▽戸井田徹(兵庫11)▽西本勝子(比四国)▽橋本 岳(比中国)▽原田義昭(福岡5)▽平井たくや(香川1)▽松岡利勝(熊本3)▽松浪健四郎(比近畿)▽三ツ矢憲生(三重5)▽山際大志郎(神奈川18)▽山本ともひろ(比近畿)

参議院議員(本人)

- 浅野勝人(愛知)▽小斎平敏文(宮崎)▽竹山 裕(静岡)▽真鍋賢二(香川)

その他

- (財)人権教育啓発推進センター
顧問 宮崎繁樹
全国同和教育研究協議会
副委員長 須藤訓行
全国隣保館連絡協議会
副会長 高野清雄

衆議院議員(代理)

- 赤池誠章(比南関東)▽麻生太郎(福岡8)▽井上信治(東京25)▽石破 茂(鳥取1)▽岩屋 毅(大分3)▽上野賢一郎(滋賀1)▽小川友一(東京21)▽小此木八郎(神奈川3)▽尾身幸次(比北関東)▽大野松茂(埼玉9)▽大村秀章(愛知13)▽岡本芳郎(比四国)▽鍵田忠兵衛(比近畿)▽木村隆秀(愛知5)▽小池百合子(東京10)▽高村正彦(山口1)▽七条 明(比四国)▽菅原一秀(東京9)▽田中和徳(神奈川10)▽平 将明(東京4)▽高市早苗(奈良2)▽竹下 亘(島根2)▽棚橋泰文(岐阜2)▽谷 公一(兵庫5)▽谷本龍哉(和歌山1)とかしきなおみ(大阪7)▽中川昭一(北海道11)▽中川泰宏(京都4)▽中根一幸(比北関東)▽永岡桂子(比北関東)▽並木正芳(比北関東)▽西村明宏(宮城3)▽西村康稔(兵庫9)▽野田 毅(熊本2)▽平田耕一(比東海)▽福井 照(高知1)▽福岡資磨(佐賀1)▽福田由彦(山口2)▽藤井勇治(比近畿)▽牧原秀樹(比北関東)▽増原義剛(比中国)▽松浪健太(大阪10)▽三原朝彦(福岡9)▽宮下一郎(長野5)▽村田吉隆(岡山5)▽谷津義男(群馬3)▽山口泰明(埼玉10)▽山本勇二(高知3)▽吉川貴盛(比北関東)▽渡辺具能(福岡4)

参議院議員 (代理)

阿部正俊 (山形) ▽市川一朗 (宮城)
 ▽岩永浩美 (佐賀) ▽大野つや子 (岐阜)
 ▽景山俊太郎 (島根) ▽北岡秀二 (徳島)
 ▽小池正勝 (徳島) ▽小泉顕雄 (比例)
 ▽小林 温 (神奈川) ▽坂本由紀子 (静
 岡) ▽陣内孝雄 (佐賀) ▽末松信介 (兵
 庫) ▽鈴木政二 (愛知) ▽関谷勝嗣 (愛
 媛) ▽田浦 直 (長崎) ▽田村耕太郎 (鳥
 取) ▽谷川秀善 (大阪) ▽中村博彦 (比
 例) ▽松村龍二 (福井) ▽三浦一水 (熊
 本) ▽溝手頭正 (広島) ▽山内俊夫 (香
 川) ▽山崎正昭 (福井) ▽吉村剛太郎 (福
 岡) ▽若林正俊 (長野)

祝電

衆議院議員

石田真敏 ▽伊藤達也 ▽今井 宏 ▽井
 脇ノブ子 ▽江崎鐵磨 ▽大塚高司 ▽大村
 秀章 ▽金子恭之 ▽川条しか ▽北川知克
 ▽木村隆秀 ▽木村義雄 ▽島村宜伸 ▽杉
 浦正健 ▽鈴木淳司 ▽竹本直一 ▽谷本龍
 哉 ▽中馬弘毅 ▽中川泰宏 ▽二階俊博 ▽
 西 博義 ▽西田 猛 ▽西野あきら ▽柳
 本卓治

参議院議員

秋元 司 ▽荒井正吾 ▽鈴木政二 ▽世
 耕弘成 ▽鶴保庸介 ▽西田吉宏 ▽二之湯
 智

その他

法務省人権擁護局
 人権啓発課長 山野幸成
 元衆議院議員 野中広務

大阪府関係

知事 太田房江 ▽企画調整部人権
 室長 青谷賢次
 府議会議員

岩木 均 ▽浦野靖人 ▽川合通夫 ▽北
 川法夫 ▽京極俊明 ▽杉本光伸 ▽東徹
 ▽松井一郎 ▽横倉やすゆき

大阪市長 關 淳一 ▽堺市長 木
 原敬介 ▽同教育長 高橋 保 ▽同市
 議会議員 馬場伸幸 ▽阪南市長 岩
 室敏和 ▽枚方市長 中司 宏 ▽泉大
 津市長 神谷 昇 ▽八尾市長 柴谷
 光謹 ▽四條畷市長 田中夏木 ▽狭山
 市長 吉田友好 ▽河内長野市長 橋
 上義孝 ▽和泉市長 井坂善行 ▽大東
 市長 岡本日出土 ▽吹田市長 阪口
 善雄 ▽泉南市長 向井通彦 ▽藤井寺
 市長 井関和彦 ▽門真市長 園部一
 成 ▽守口市長 喜多洋三 ▽柏原市長
 岡本泰明 ▽東大阪市長 松見正宣
 ▽箕面市長 藤沢純一 ▽交野市長
 中田仁公 ▽摂津市長 森山一正 ▽岸
 和田市長 野口 聖 ▽羽曳野市長
 北川 嗣雄 ▽豊中市長 浅利敬一郎
 ▽寝屋川市長 馬場好弘 ▽岬町長
 石田正弘 ▽田尻町長 水野和夫 ▽忠
 岡町長 和田吉衛 ▽太子町長 吉村
 久平 ▽熊取町長 上垣正純 ▽千早赤
 阪村長 松本昌親

京都府関係

知事 山田啓二 ▽府議会議員 梅

原 勲

市議会議員

小林正明 ▽富きくお ▽中川かずお

宮津市長 徳田敏夫 ▽向日市長
 久嶋 務 ▽宇治市長 久保田勇 ▽綾
 部市長 四方八洲男 ▽福知山市長
 高日音彦 ▽城陽市長 橋本昭男 ▽舞
 鶴市長 江守光起 ▽田辺市長 久村
 哲 ▽京丹後市長 中山 泰 ▽京丹
 波町長 松原茂樹 ▽久御山町長 坂
 本信夫 ▽大山崎町長 河原崎進 ▽宇
 治田原町長 奥田光治 ▽山城町長
 藤原秀夫

和歌山県関係

知事 木村良樹 ▽県議会議員 吉
 井和親 ▽教委委員長 樫畑直尚 ▽教
 育長 小関洋治 ▽人権啓発センタ
 ー理事 津田 幸
 和歌山市長 大橋健一 ▽同市議会
 議長 寺井富士 ▽同市教育長 空
 光昭 ▽同市市民部長 下中 備 ▽同
 市人権施策推進課長 西岡正光 ▽同
 市人権・同和啓発課長 神崎 英 ▽
 有田市長 玉置三夫 ▽田辺市長 真
 砂充敏 ▽富田市長 多田利喜 ▽新
 宮市長 佐藤春陽 ▽紀の川市長 中
 村慎司 ▽上富田町長 小出隆道 ▽九
 度山町長 奥野恒太郎 ▽すさみ町長
 桂 功 ▽湯浅町長 伏木 建 ▽
 高野町長 後藤太栄 ▽印南町長 久
 保井始 ▽白浜町長 立谷誠一 ▽みな
 べ町長 山田五良 ▽かつらぎ町長
 山本恵章 ▽白浜町長 立家誠一 ▽北
 山村長 奥田 貢

岐阜県関係

知事 吉田 肇 ▽教育長 鬼頭善
 徳 ▽環境生活部長 猿渡要司 ▽商工
 会連合会長 山田良造

岐阜市長 細江茂光 ▽同市黒野共
 栄館長 古瀬浩平 ▽関市長 後藤昭
 夫 ▽養老町長 稲葉貞二 ▽垂井町長
 中川満也 ▽十六銀行頭取 小島伸夫
 ▽大垣共立銀行頭取 土屋 嶋 ▽岐
 阜銀行頭取 所 裕 ▽岐阜信用金
 庫理事長 小川二郎 ▽大垣信用金庫
 理事長 西脇史雄

愛知県関係

県民生活部人権同和監 村上栄二
 ▽津島市長 三輪 優 ▽知立市長
 本多正幸 ▽甚目寺町長 野村 武

静岡県関係

知事 石川嘉延

長野県関係

小諸市長 芹澤 勤

熊本県関係

荒木泰臣 ▽同教育長

六嘉 晉

平成18年運動方針

はじめに

昨年の通常国会では「人権擁護法案」を国会へ提出するため、自党内の手続きを始め修正に修正を重ねたが、拉致議連や日本会議の議員を中心に「人権擁護法案」反対派の時間稼ぎで、法案を国会へ提出する前に、郵政民営化関連法案が否決されたことから衆議院が解散になり、成立することなく断腸の思いであったが、その後の衆議院議員選挙での自民党のマニフェスト（政権公約）に、「簡易・迅速・柔軟な救済を行う人権救済制度の確立。差別や虐待の被害者等人権を自から守ることが困難な状況にある人々を、簡易・迅速な手続で、積極的かつ柔軟に救済する人権救済制度の導入を目指す」という項目が記載された。

これで自民党が党として正式に約束したことになる。

また、今国会の小泉・総理の所信表明に対する各党代表質問では、前原・民主党代表の「人権侵害の救済をどう考えているのか」との質問に、小

泉・総理は「政府・与党でさらに検討し、人権擁護法案を早期に国会へ提出できるよう努める」と答弁して

おり、杉浦・法務大臣も今国会の第1回（2月14日）の衆議員法務委員会で「人権侵害被害者の実効的な救済を図ることなどを目的とする人権擁護法案については、できるだけ早

期に提出できるよう努めてまいりませ」と述べている。

これらを踏まえるならば「人権擁護法案」を成立させる環境は整いつつあると思われるが、未だに自民党内には根強い反対派が存在することから楽観視は許されないが成立のためなら大胆な法案修正にも厭わずに党内手続きを突破し、同和問題の完全

解決には必要不可欠な「人権擁護法案」を次期通常国会で成立させ、一刻も早く人権侵害である差別や虐待

をなくしていく。

来年が、「人権擁護法案」の成立の可否を決する重大な局面になるので、悔いを残さないよう最大限の取り組みを行う。

その他として、男女共同参画社会基本法により、都道府県には国と同様に男女共同参画社会を促進するための基本計画の策定が義務付けられているため、すべての都道府県で策定されているが、市町村については基本計画の策定は努力義務になっているため、大阪府の93%を最高に、徳島県の11.4%が最も低く、全体では39.6%の957市町村（平成17年4月1日現在）と策定している市町村がまだまだ少ないので、策定していない市町村に基本計画の策定を求めていく。

また、障害者基本法が平成16年6月に改正され、障害者計画が都道府県は努力義務から義務に、平成19年4月からは市町村も障害者計画が義務付けられるので、策定していない市町村については、国の市町村障害者計画策定アドバイザー派遣事業を

活用しながら、数値目標を掲げた基本計画の策定を求めていく。

1. 住環境整備

住環境整備については、近隣地域との差異がないかを点検しつつも、高齢者や障害者が自由に社会に参加できる活力ある地域にするため、バリアフリーを中心にする「人権のまちづくり」を視野に入れた取り組みをも展開し、ノーマライゼーションを達成する。

地域の拠点になる隣保館については、バリアフリー化への改修費補助があるので積極的に活用していく。バリアフリーの基準としては、介助がない車イスでどこへでも自由に、安心・安全・快適に移動できるものとする。

建築物のバリアフリーについては、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律」（通称、ハートビル法）が平成15年に改正され、特定建築物

の範囲が拡大されたので、この「ハートビル法」を積極的に活用してバリアフリーの建築物を増やしていく。

「ハートビル法」では、地方公共団体や国庫からの補助がある。

老朽化した改良住宅・公営住宅の建替えを行う際については、定期借地権なども考慮しつつ、払い下げも視野に入れ検討し、これを機会に一人権のまちづくり」を具現化する総合計画の策定を市町村に求めていく。

また、政府の三位一体の改革から、地域の拠点である隣保館の運営費や施設整備費も削減されていく可能性も否定できないことから、隣保館の同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に果たす役割の大きさを訴え、削減ではなく、拡充を厚生労働省に求めていくとともに、地方公共団体へも隣保館の活性化を求めていく。

2. 産業基盤の確立と就労対策

経済状況が低迷するなか、勝ち組・負け組と言われるように一層の弱肉強食が社会全体で進んでいる。同和関係事業者は零細で、かつ、建築・土木関係業者が極めて多いという特定の業種に偏った特有性をもっている。公共事業が年々減少していくこのような状況で産業基盤を確立することは非常に困難であるが、雇用の確保との関連性もあるので持続して発展していく必要がある。

そのために、自営業者には政府が中小・零細業者向けセーフティネットとして実施している各種融資制度の有効活用を図っていく。

未就労者に関しては、ハローワークを最大限活用するとともに、規制の緩和により都道府県も就労の斡旋ができるようになったこと、現在様々な雇用対策が実施されているので都道府県と連携を図り、未就労をなくしていく。

また、専門性を取得するために職

業訓練や研修・講座などを有効活用し、就労を確保していく。特に、世界でも類のない高齢化社会に進んでいるため、介護福祉士やホームヘルパーが不足しているため、非常に求人の需要が高いため資格の取得を奨励していくとともに、同和地区に多数現存する土木・建築業者については、合理化や近代化を促進するとともに、生き残りのため共同化や協業化を進めていく。

農林漁業者については、付加価値の高いものに移行するとともに、ブランド化を目指し、インターネットなどを活用して販路の拡大を図る。

なお、一昨年に導入された「指定管理者制度」では、本年の9月までに、すべての公共施設を指定管理者に、施設の管理をさせることになっていることから、隣保館などが対象になるので、各都府県本部で設置しているNPO法人の実情に合った公共施設の指定管理者になり、雇用の促進ができるよう、都道府県・市町村と協議する。

いずれにしても、最新の情報を得

るため中央本部は各省庁と、都府県本部は都府県と緊密な連携を図り、会員に最新の情報の伝達や相談を行うため、都府県本部内に相談業務を確立していく。

また、就職差別をなくし、安定した雇用を確保するため、厚生労働省が100名以上の従業者を有する企業に設置を求めている「公正採用選考人権啓発推進員」との連携を深めていくと同時に、障害者の雇用をも促進するため、法定雇用率（常用労働者が56人以上の民間企業は1.8%）を下回る企業については、特に積極的に雇用するよう求めていくが、抜本的に就職差別をなくすため、ILO第111号条約の「雇用及び職業における差別に関する条約」を批准し、国内法を整備するよう厚生労働省に求めていく。

3. 教育・啓発

教育・啓発については、既に「人権教育及び人権啓発の推進に関する

法律」が制定されており、基本計画も策定実施されているので、この法律を有効活用し、すべての都道府県、すべての市町村に、この基本計画の策定と実施を強く求めていく。

また、基本計画には企業の役割も明記されていることから、厚生労働省が100名以上の従業員を有する企業に設置を求めている「公正採用選考人権啓発推進員」との連携を深め、企業内の人権研修の充実に努めていくとともに、未設置の企業には、推進員の設置を求めていく。

奨学資金を扱う日本育英会の独立行政法人化で、名称が日本学生支援機構になり、大学はそのまま日本学生支援機構が取り扱い、高等学校の奨学資金は都道府県に移管された。私どもの運動で創設された奨学資金は学力要件がなく誰もが貸与される制度であったが、残念ではあるが三位一体の改革から廃止になった。廃止に当たっては学力要件を撤廃するよう都道府県を指導するように要請していたが、学力要件が残っていることも考えられるので、残っている

場合には持ち出さないよう都道府県に要請していくとともに、これを機会に専門学校については対象外になっているので、対象に加えるよう要請していく。

また、すべての学校がバリアフリー化され、車イスでも通学できるように、文部科学省にバリアフリーの促進を求めていくと同時に、児童・生徒の人権を侵害する教師の差別言動が少なからず発生していることから、教師に対する人権研修の徹底をも求めていく。

今後、小・中学校では、地域に開かれた学校を目指すとして、学校評議員制度など保護者が学校運営に直接関与できるようにするので、積極的に関与していく。

今年1月に「人権教育の指導方法の在り方について」(第2次とりまとめ)が文部科学省でまとめられ、各学校に配布されていることから、その実施を求めていく。

特に、カリキュラムには、最大限の関心を持ち、人権教育が計画的に実施されるよう働きかける。

4. 人権侵害の処理及び被害者の救済

人権侵害の処理及び被害者の救済については、私も自由同和会が求めていた、国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」の設置を含む「人権擁護法案」が必要不可欠であるので、再出発を図り、是非でも成立を図らなければならぬ。

「人権委員会」が創設されるまでは、一昨年の3月に20年ぶりに改正された「人権侵犯事件調査処理規程」での対応になるが、差別での泣き寝入りは絶対にさせないという強い気持ちで、「人権侵犯事件調査処理規程」を有効に活用して救済を図っていく。

さいごに

「人権擁護法案」を審議する自民党の法務部会と人権問題等調査会で数多く出された同和団体アレルギー

発言は、運動団体が反省することも必要だが、差別がなければ確認・糾弾の必要がないことも確かであり、確認・糾弾の結果だけが論じられているが、差別が社会悪だと広く社会に根付かせ被害者を救済するため、これまで確認・糾弾が果たした役割は大きなものがあつたことも事実である。

最近になって、新たな地名総鑑が発見されているし、インターネットの掲示板は差別のし放題である。このまま人権侵害の処理と被害者の救済を簡易・迅速に行っていく法律による機関ができなければ、差別された痛みを理解してもらうため、また、以前の激しい確認・糾弾をやらざるを得ず、悪循環に陥ることになり、お互いが不幸のまままで悲しいことになるが、一日も早く差別をなくし、住みよい社会を築くため、法律がでないのであれば条例をも検討していく。

大会アピール

差別や虐待の被害者を簡易・迅速・柔軟に救済することを目的とする国家行政組織法第3条委員会としての人権委員会創設を中心にする「人権擁護法案」は、平成14年3月に国会へ提出されたが、翌平成15年10月の衆議院の解散により廃案になった。

その後、再び国会へ法案を提出するために各種手続きが始まり、平成17年2月に与党の「人権問題等に関する懇話会」は、①報道関係条項を凍結し、その解除には法律を要するものとする ②見直し条項を設けること 等を基本方針として、今通常国会に法案を提出し、成立を図ることを決定した。

自民党は、この与党の決定を踏まえ党内手続きを始めたが、①人権侵害の定義があいまい ②人権委員会の権限が大きすぎる ③人権擁護委員の資格要件が不明確などの意見が続出したため、その度に修正を加え、6回目の人権問題等調査会と法務部会の合同部会で賛成派と反対派の怒涛が渦巻く中、古賀・人権問題等調査会長への一任が賛成多数で決まったが、反対派は納得できず意見書をまとめ与謝野・政調会長へ提出した。しかし、与謝野・政調会長は意見書に対してほとんどゼロ回答をし、職権で党内手続きを進めることを明言したが、郵政民営化関連法案が参議院で否決され国会が解散になり、法案を提出することができなくなった。

今年の通常国会で成立を図るべく、去年の衆議院議員選挙後から努力を重ねたが、また、杉浦・法務大臣からの党内手続きを始めてほしいとの要請にもかかわらず党内手続きが進まず、4月7日の杉浦・法務大臣の今国会へ法案を提出することを断念し、来年の通常国会へ提出するという会見に至ることになった。

法務省は早速に、来年の通常国会で「人権擁護法案」を成立させるため、自民党の合同部会で出された意見などを論点整理し、それに伴う修正を検討する目的で、杉浦・法務大臣を長とするプロジェクトチームを立ち上げるなど、臨戦態勢に入っている。

私どもも、来年の通常国会が法案成立のラストチャンスとの認識を持ち、法務省の取り組みへの全面的なバックアップと、新たに策定される「人権擁護法案」に、一人でも多くの自民党の国会議員が賛同するよう、自由同和会の会員一人一人が働きかけなど、組織の総力を挙げて目的を達成することを表明する。

2006年5月19日

自由同和会
第21回全国大会

DV相談1万7千件

昨年1年間に警察が受理した配偶者からの暴力相談件数は前年より2千件以上増加して約1万7千件に上り、01年のDV(ドメスティック・バイオレンス)防止法施行後、最多を記録したことが9日、警察庁のまとめでわかった。

まとめによると、被害者のほとんどが女性で、年代別では30歳代が約4割と最も多く、20歳代と40歳代が約2割ずつだった。加害者との関係は婚姻関係のある夫婦が7割以上を占めた。

3月9日 朝日新聞(夕)

韓国、外国人差別解消へ施策

【ソウル=池田元博】韓国政府は二十六日、盧武鉉(フ・ムヒョン)大統領主宰で第1回外国人政策会議を開いた。「外国人とともに暮らす開かれた社会」を旨とし、法律や環境などを整備するの狙い。会議では外国人労働者制度の改善や外国籍同胞への差別解消、国際結婚移民者やその子女に対する定着支援などを打ち出した。

韓国では外国人労働者や国際結婚移民者の増加に伴い、在留外国人の比率は百人中一・七人に上っている。ただ社会的偏見や差別意識が残っており、対策に乗り出した。

5月27日 日本経済新聞

人権侵害、昨年2万3806件

全国の法務局が二〇〇五年に受理した人権侵害の申告は、前年より九百二十九件(約四%)多い二万三千八百六件に達し、過去最多だったことが三十日、法務省人権擁護局のまとめで分かった。特にインターネット上でのプライバシーの侵害や差別が目立ち、前年比約三七%増の二万七千二百七十一件だった。

3月30日 日本経済新聞(夕)

銀行委託で貸付額拡大

全国の高校生が利用する奨学金制度について、埼玉県が将来の利用者増にそなえて貸付額の総額を拡大するため、貸出し業務を金融機関に委託する独自の制度を導入する方針を決めた。将来的には生徒

高校生奨学金

埼玉県が新方式

一人あたりの貸付額の増額も視野に入れている。資金を運用できる利点がある金融機関が、貸付資金を上乗せする。関係機関と調整を続けており、実現すれば全国初の取り組みとなる。(寺下真理加)

利用者増備え

国の高校生への奨学金事業は、05年度入学者以降、都道府県に移された。公立高なら月1万8千円、私立高なら3万円を無利子で貸与する。埼玉県では05年度780人余だった貸与者が、不況などにより来年度は1500人以上、数年内に2千人を超すと見込んでいる。債権管理、回収の事務

奨学金は国から都道府県への交付金で賄われている。通常、都道府県が国の交付金を直接貸与するか、財団など外部団体を通じて貸与する。埼玉県の貸付額は交付金の枠内で、現在の上限は1800人程度。銀行に委託すれば、国の交付金に加えて、銀行の資金調達分を合わせた貸し付けが可能で、貸与者数の上限を設けずに対応できる。「奨学金」と話している。

家

虐待施設で虐待を受ける高齢者(65歳以上)を守り、虐待を防ぐために家族の支援も図る

「高齢者虐待防止法」が4月から施行された。高齢者が尊厳を保って安定した生活を送るための有効な手立てとして期待されるが、地域社会の責任で虐待を減らすという意識が広がらなければ法律の意義は失われる。

同法ができたのは、児童虐待と同様に高齢者虐待の社会問題化が背景にある。暴力や介護放棄(ネグレクト)はもちろんだが、本人の合意なしに財産を使うことを虐待と定義し

高齢者虐待防止法施行

地域の意識の高まりが不可欠

たのが特徴。世話をする養護者だけでなく親族も加害者の対象に加えた。悪質リフォーム被害のほかに親族による年金の詐取にも対応するためだ。早期発見の具体策として、生命や身体に危険が及んでい

る高齢者を発見した国民に自治体への通報義務を課し、自治体は施設や自宅に立ち入り調査できる。実効性を高めるため、養護者が拒んだり妨害すれば30万円以下の罰金が科され、自治体が警察に援助も依頼できるようにした。

虐待予防のため、家族への支援も盛り込まれている。国が03年に行った調査では、虐待した者の半数以上が「介護の協力者がいなかった」と答え、長期間にわたり介護を一人で抱え込んでいた実態が浮かんだ。窓口の市町村は介護者の相談を受け、負担軽減のため高齢者を短期で受け入れる施設も用意する。

しかし、現実の問題は根深い。国の調査では虐待の自覚がある養護者は3割に満たなかった。一方、被害の自覚がない高齢者が3割近くに上る。自覚があっても周りの目を気にして隠そうとするケースもある。虐待に関する地域社会の意識が高まらなければ、市町村が一部の相談への対応だけで終わってしまう恐れは否定できない。

神奈川県横須賀市の高齢者虐待防止センターの角田幸代保健師は「相談体制などで自治体間で差が出てくることは避けられぬ」と予測する。そのうえで「窓口を作って終わりではなく、まずは相談に覆

数の機関が連携して対応する体制を作れるかがカギだ」と指摘する。介護の不要な高齢者や同法の対象外となる65歳未満への虐待も目立つ。厚労省は「対象者は要介護者に限っていないし、65歳未満でも家庭への指導や施設入所はできる」と説明するが、法の趣旨の浸透にはまだ時間がかかるとみられる。

社会部

北川仁士